

議案第 33 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 18 年山陽小野田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する法人で、規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第33号 参考資料

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第2条第1項第2号に規定する法人で、規則で定めるもの</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が市の事務又は業務と密接な関連を有し、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である団体として規則で定めるもの</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、その業務の全部又は一部が市の事務又は業務と密接な関連を有し、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である団体として規則で定めるもの</u></p> <p>2・3 (略)</p>